

## 第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保の方策

### 1 障害福祉サービス等の提供体制の整備

障害福祉サービスや障害児通所支援等の必要見込量については、各市町において、現在のサービス等の利用状況や第5期計画及び第1期見込計画期間中の実績やサービス利用者の意向、福祉施設や事業者の今後の新規指定見込み等を基に推計した必要見込量を各圏域及び県全域で積み上げたものです。また、障害福祉サービスについては、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）についても勘案しています。

今後とも、障害福祉サービス及び障害児通所支援等について、必要量を確保するとともに、県内各地域間における格差が生じないように提供基盤の整備を進めるほか、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、事前の備えや発生時におけるサービス提供の継続など、新たな課題やニーズへの対策に取り組みます。

#### ○地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

令和5年度末の精神病床における長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	774人 (内訳) 65歳以上：442人 65歳未満：332人
--	---------------------------------------

#### ※地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

精神科病院における長期入院患者のうち、精神障がいのある人を支える地域の医療、保健、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、就労支援等の体制が整備されることにより、退院することが可能と見込まれる人数です。

平成26年の精神病床入院患者数を元に、国の指針に基づき算定し、障害福祉サービス等の見込量設定において考慮することとされています。

### 2 障害福祉サービス等の必要見込量等

#### (1) 障害福祉サービス等【県全域：必要見込量（1ヶ月分）】

サービス種別		2年度 (実績)	3年度	4年度	5年度
【訪問系サービス】					
合計	時間分	78,288	83,093	84,866	86,653
	人分	3,138	3,275	3,324	3,376
居宅介護	時間分	41,202	41,142	41,894	42,269
	人分	2,501	2,560	2,597	2,638
重度訪問介護	時間分	26,198	27,993	28,979	30,003
	人分	80	84	86	88
同行援護	時間分	10,332	13,167	13,178	13,538
	人分	498	565	570	575
行動援護	時間分	556	731	755	783
	人分	59	65	70	74
重度障害者等包括支援	時間分	0	60	60	60
	人分	0	1	1	1

【日中活動系サービス】					
生活介護	人日分	75,089	77,498	78,063	78,822
	人分	3,834	3,908	3,942	3,971
自立訓練（機能訓練）	人日分	271	428	430	430
	人分	16	24	24	24
自立訓練（生活訓練）	人日分	1,564	1,789	1,888	1,998
	人分	116	127	134	142
就労移行支援	人日分	3,678	4,396	4,725	5,085
	人分	225	257	278	300
就労継続支援（A型）	人日分	28,055	29,951	30,342	30,646
	人分	1,449	1,507	1,522	1,542
就労継続支援（B型）	人日分	62,896	68,229	71,302	74,040
	人分	3,810	4,059	4,242	4,411
就労定着支援	人分	84	116	156	202
療養介護	人分	263	274	274	274
短期入所（福祉型）	人日分	3,366	3,931	4,034	4,147
	人分	446	592	608	629
短期入所（医療型）	人日分	257	362	365	367
	人分	47	59	60	61
【居住系サービス】					
自立生活援助	人分	3	19	22	27
共同生活援助	人分	1,377	1,472	1,562	1,644
施設入所支援	人分	2,095	2,088	2,077	2,067
【相談支援】					
計画相談支援	人分	3,202	3,455	3,657	3,856
地域移行支援	人分	26	47	51	58
地域定着支援	人分	79	108	111	118

※単位は次のとおりです。

時間分：月間サービス提供時間

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人分：月間の利用人数

※障害者総合支援法に基づき障がい者施策の対象となる障害児入所施設における18歳以上の障がい者（いわゆる「加齢児」）に係るサービスも含め、必要量を見込んでいます。

## 【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

### ①訪問系サービス

【事業実施に関する考え方】

障がい者の身近な地域における在宅生活を支援するため、市町と連携し、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスの充実を図ります。

〔訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	3,138	78,288	3,275	83,093	3,324	84,866	3,376	86,653
宇摩圏	168	2,398	190	2,765	205	2,953	221	3,146
新居浜・西条圏	471	9,338	483	9,865	489	9,981	495	10,102
今治圏	421	7,224	424	7,801	427	7,932	433	8,026
松山圏	1,586	51,493	1,669	54,317	1,691	55,636	1,712	56,981
八幡浜・大洲圏	203	2,440	211	2,670	213	2,683	215	2,697
宇和島圏	289	5,395	298	5,675	299	5,681	300	5,701

(居宅介護)

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	2,501	41,202	2,560	41,142	2,597	41,894	2,638	42,269
宇摩圏	131	1,788	150	2,100	160	2,240	170	2,380
新居浜・西条圏	365	6,818	366	6,833	370	6,915	374	7,005
今治圏	326	4,641	324	4,261	325	4,445	331	4,241
松山圏	1,251	21,595	1,283	21,447	1,303	21,780	1,322	22,101
八幡浜・大洲圏	169	1,880	172	1,921	173	1,928	174	1,936
宇和島圏	259	4,480	265	4,580	266	4,586	267	4,606

(重度訪問介護)

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	80	26,198	84	27,993	86	28,979	88	30,003
宇摩圏	3	294	3	300	3	300	3	300
新居浜・西条圏	3	789	3	845	3	845	3	845
今治圏	0	0	2	480	2	480	2	480
松山圏	69	24,067	72	25,139	74	26,125	76	27,149
八幡浜・大洲圏	3	352	2	429	2	429	2	429
宇和島圏	2	696	2	800	2	800	2	800

(同行援護)

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	498	10,332	565	13,167	570	13,178	575	13,538
宇摩圏	24	258	25	275	28	308	31	341
新居浜・西条圏	73	1,423	79	1,813	80	1,838	81	1,861
今治圏	86	2,553	91	3,009	91	2,956	91	3,254
松山圏	261	5,729	309	7,614	309	7,614	309	7,614
八幡浜・大洲圏	26	150	30	161	31	167	32	173
宇和島圏	28	219	31	295	31	295	31	295

(行動援護)

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	59	556	65	731	70	755	74	783
宇摩圏	10	58	12	90	14	105	17	125
新居浜・西条圏	30	308	35	374	36	383	37	391
今治圏	9	30	7	51	9	51	9	51
松山圏	5	102	5	117	5	117	5	117
八幡浜・大洲圏	5	58	6	99	6	99	6	99
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

※重度障害者等包括支援について、圏域別の表は省略しています。

## ②日中活動系サービス

【事業実施に関する考え方】

障がい者の自立生活への支援や社会参加を促進するため、市町と連携し、日常生活や就労に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動、創作活動の場を提供するサービス等の充実を図るとともに、施設における日中生活支援や介護者のレスパイト等に必要となるサービスを確保します。

〔生活介護〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	3,834	75,089	3,908	77,498	3,942	78,063	3,971	78,822
宇摩圏	223	4,060	240	4,200	250	4,300	260	4,550
新居浜・西条圏	651	12,956	655	12,957	657	12,996	659	13,036
今治圏	486	9,666	499	10,009	509	10,230	516	10,524
松山圏	1,586	30,055	1,615	31,825	1,622	31,963	1,629	32,100
八幡浜・大洲圏	477	9,984	484	10,121	487	10,160	490	10,198
宇和島圏	411	8,368	415	8,386	417	8,414	417	8,414

## 〔自立訓練（機能訓練）〕

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	16	271	24	428	24	430	24	430
宇摩圏	0	0	1	20	1	20	1	20
新居浜・西条圏	0	0	2	30	2	30	2	30
今治圏	8	161	9	165	9	167	9	167
松山圏	8	110	10	185	10	185	10	185
八幡浜・大洲圏	0	0	2	28	2	28	2	28
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

## 〔自立訓練（生活訓練）〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	116	1,564	127	1,789	134	1,888	142	1,998
宇摩圏	35	446	40	520	45	585	50	650
新居浜・西条圏	10	233	11	253	12	272	13	296
今治圏	39	578	40	638	40	638	40	638
松山圏	27	287	29	326	30	341	32	362
八幡浜・大洲圏	5	20	7	52	7	52	7	52
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

## 〔就労移行支援〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	225	3,678	257	4,396	278	4,725	300	5,085
宇摩圏	24	412	25	430	25	430	25	430
新居浜・西条圏	30	397	34	473	37	514	40	555
今治圏	27	547	30	600	33	660	35	690
松山圏	113	1,842	124	2,171	137	2,409	151	2,666
八幡浜・大洲圏	22	361	31	540	33	530	36	562
宇和島圏	9	119	13	182	13	182	13	182

## 〔就労継続支援（A型）〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1,449	28,055	1,507	29,951	1,522	30,342	1,542	30,646
宇摩圏	38	776	45	850	49	930	53	1,010
新居浜・西条圏	203	4,136	198	4,019	198	4,020	198	4,021
今治圏	133	2,688	145	2,750	145	2,850	150	2,862
松山圏	945	17,941	985	19,681	995	19,871	1,005	20,062
八幡浜・大洲圏	53	970	55	1,021	56	1,041	57	1,061
宇和島圏	77	1,594	79	1,630	79	1,630	79	1,630

## 〔就労継続支援（B型）〕

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	3,810	62,896	4,059	68,229	4,242	71,302	4,411	74,040
宇摩圏	197	3,252	220	3,630	245	4,040	269	4,440
新居浜・西条圏	470	7,555	500	8,000	522	8,352	524	8,384
今治圏	426	6,944	428	7,153	440	7,344	453	7,448
松山圏	1,865	29,745	2,042	33,754	2,150	35,548	2,264	37,441
八幡浜・大洲圏	474	9,067	486	9,287	501	9,578	515	9,852
宇和島圏	378	6,333	383	6,405	384	6,440	386	6,475

## 〔就労定着支援〕(単位：人分) ※平成30年4月創設

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	84	116	156	202
宇摩圏	11	15	15	15
新居浜・西条圏	6	10	13	18
今治圏	36	36	50	70
松山圏	22	44	66	87
八幡浜・大洲圏	2	5	6	6
宇和島圏	7	6	6	6

## 〔療養介護〕(単位：人分)

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	263	274	274	274
宇摩圏	21	21	21	21
新居浜・西条圏	34	34	34	34
今治圏	32	33	33	33
松山圏	90	96	96	96
八幡浜・大洲圏	43	45	45	45
宇和島圏	43	45	45	45

## 〔短期入所（福祉型）〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	446	3,366	592	3,931	608	4,034	629	4,147
宇摩圏	11	165	20	150	25	175	30	210
新居浜・西条圏	50	390	68	448	69	454	69	454
今治圏	13	111	15	137	17	164	19	182
松山圏	290	1,773	392	2,202	398	2,234	408	2,299
八幡浜・大洲圏	39	479	44	526	46	539	48	522
宇和島圏	43	448	53	468	53	468	55	480

## 〔短期入所（医療型）〕

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	47	257	59	362	60	365	61	367
宇摩圏	0	0	1	5	1	5	1	5
新居浜・西条圏	6	28	7	36	7	36	7	36
今治圏	2	25	3	30	4	33	5	35
松山圏	36	190	38	234	38	234	38	234
八幡浜・大洲圏	1	1	5	12	5	12	5	12
宇和島圏	2	13	5	45	5	45	5	45

## ③居住系サービス

## 【事業実施に関する考え方】

障がい者の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、市町と連携し、地域における居住の場となる共同生活援助（グループホーム）の充実や自立生活援助の普及を図ります。

## 〔自立生活援助〕（単位：人分）

※平成30年4月創設

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	3	19	22	27
宇摩圏	0	0	0	0
新居浜・西条圏	0	2	3	4
今治圏	0	2	3	5
松山圏	3	10	11	13
八幡浜・大洲圏	0	4	4	4
宇和島圏	0	1	1	1

## 〔共同生活援助（グループホーム）〕（単位：人分）

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	1,377	1,472	1,562	1,644
宇摩圏	63	75	80	90
新居浜・西条圏	168	177	196	204
今治圏	149	174	185	199
松山圏	603	640	686	730
八幡浜・大洲圏	188	196	203	209
宇和島圏	206	210	212	212

〔施設入所支援〕(単位：人分) 【圏域別：必要見込量(1ヶ月分)】

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	2,095	2,088	2,077	2,067
宇摩圏	138	138	138	138
新居浜・西条圏	375	376	375	374
今治圏	298	296	293	292
松山圏	639	640	636	632
八幡浜・大洲圏	364	359	356	353
宇和島圏	281	279	279	278

#### ④相談支援

【事業実施に関する考え方】

利用者の状態や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービスが提供できるよう、市町と連携し、相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成や利用支援などの相談支援体制の充実・強化を図ります。

〔計画相談支援〕(単位：人分)

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	3,202	3,455	3,657	3,856
宇摩圏	145	190	200	210
新居浜・西条圏	456	440	454	469
今治圏	365	452	512	563
松山圏	1,623	1,741	1,836	1,934
八幡浜・大洲圏	294	306	324	341
宇和島圏	319	326	331	339

〔地域相談支援(地域移行支援)〕(単位：人分)

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	26	47	51	58
宇摩圏	0	3	3	3
新居浜・西条圏	2	4	5	5
今治圏	0	3	6	10
松山圏	22	31	31	31
八幡浜・大洲圏	2	5	5	7
宇和島圏	0	1	1	2



〔地域相談支援（地域定着支援）〕（単位：人分） 【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	79	108	111	118
宇摩圏	0	3	3	3
新居浜・西条圏	17	18	19	20
今治圏	0	3	4	6
松山圏	57	74	74	74
八幡浜・大洲圏	5	9	10	13
宇和島圏	0	1	1	2

**（2）障害児通所支援等【県全域：必要見込量（1ヶ月分）】**

サービス種別		2年度 (実績)	3年度	4年度	5年度
<b>【障害児通所支援】</b>					
児童発達支援	人日分	10,362	11,985	12,303	12,579
	人分	1,423	1,673	1,722	1,772
医療型児童発達支援	人日分	0	16	16	16
	人分	0	3	3	3
放課後等デイサービス	人日分	31,307	34,519	37,138	40,001
	人分	2,927	3,124	3,317	3,528
保育所等訪問支援	人日分	43	102	120	141
	人分	36	64	77	91
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	1	57	71	89
	人分	1	11	14	18
<b>【障害児入所支援】</b>					
福祉型障害児入所施設	人分	59	61	61	61
医療型障害児入所施設/ 指定発達支援医療機関	人分	44	44	44	44
<b>【障害児相談支援】</b>					
障害児相談支援	人分	817	982	1,082	1,200
<b>【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数】</b>					
コーディネーター配置 人数	人	49	26	27	34

※単位は次のとおりです。

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人分：月間の利用人数

※障害児入所支援の見込量には、障害児入所措置の見込量を含んでいます。

## 【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

### ①障害児通所支援

【事業実施に関する考え方】

障がい児やその家族の身近な地域における在宅生活を支援するため、市町と連携し、サービスの充実を図ります。

〔児童発達支援〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1,423	10,362	1,673	11,985	1,722	12,303	1,772	12,579
宇摩圏	113	548	135	640	140	670	145	690
新居浜・西条圏	240	1,763	281	2,016	286	2,028	293	2,036
今治圏	238	2,383	249	2,630	254	2,752	257	2,838
松山圏	639	5,086	802	6,063	833	6,206	866	6,364
八幡浜・大洲圏	105	269	116	297	118	302	120	306
宇和島圏	88	313	90	339	91	345	91	345

〔医療型児童発達支援〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	0	0	3	16	3	16	3	16
宇摩圏	0	0	0	0	0	0	0	0
新居浜・西条圏	0	0	1	10	1	10	1	10
今治圏	0	0	0	0	0	0	0	0
松山圏	0	0	1	4	1	4	1	4
八幡浜・大洲圏	0	0	1	2	1	2	1	2
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

〔放課後等デイサービス〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	2,927	31,307	3,124	34,519	3,317	37,138	3,528	40,001
宇摩圏	334	2,135	360	2,400	380	2,600	400	2,800
新居浜・西条圏	676	6,028	734	6,889	799	7,547	872	8,291
今治圏	358	4,822	391	5,580	431	6,341	473	7,089
松山圏	1,234	15,198	1,290	16,356	1,350	17,287	1,419	18,348
八幡浜・大洲圏	181	1,892	195	2,007	204	2,115	210	2,210
宇和島圏	144	1,232	154	1,287	153	1,248	154	1,263

## 〔保育所等訪問支援〕

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	36	43	64	102	77	120	91	141
宇摩圏	0	0	3	6	4	8	5	10
新居浜・西条圏	15	15	21	25	26	30	31	35
今治圏	6	6	12	14	16	20	20	24
松山圏	11	17	17	40	20	45	23	51
八幡浜・大洲圏	4	5	11	17	11	17	11	17
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	1	4

## 〔居宅訪問型児童発達支援〕 ※平成30年4月創設

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1	1	11	57	14	71	18	89
宇摩圏	0	0	1	3	1	3	1	3
新居浜・西条圏	0	0	1	5	1	5	1	5
今治圏	0	0	2	8	3	12	5	20
松山圏	1	1	5	17	7	27	9	37
八幡浜・大洲圏	0	0	2	24	2	24	2	24
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

## ②障害児入所支援

## 【事業実施に関する考え方】

障害児入所施設（福祉型、医療型）に入所、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対し行う保護、日常生活の指導及び知識技能の付与の支援、治療を行うサービスについて、県が申請に基づき、必要となる給付費を支給します。

また、被虐待児の入所等に適切に対応できるよう、必要な定員の確保を図ります。

## 【県全域】（単位：人分）

サービス種別	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
福祉型障害児入所施設	59	61	61	61
医療型障害児入所施設/ 指定発達支援医療機関	44	44	44	44

### ③障害児相談支援

#### 【事業実施に関する考え方】

障がい児やその家族が身近な地域で安心して生活するため、市町と連携し、全ての障害児通所支援等の利用者が適切な相談支援を受けることができるよう相談支援体制の充実・強化を図ります。

〔障害児相談支援〕(単位：人分) 【圏域別：必要見込量(1ヶ月分)】

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	817	982	1,082	1,200
宇摩圏	78	83	88	93
新居浜・西条圏	264	294	338	399
今治圏	96	130	150	168
松山圏	255	330	351	374
八幡浜・大洲圏	61	73	83	93
宇和島圏	63	72	72	73

### ④医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

#### 【事業実施に関する考え方】

医療的ケア児が身近な地域に必要な支援を受け、安心して生活するためには、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が協働して支援体制を構築する必要があります。各市町において、支援を調整し、総合的な支援の提供につなげる相談支援専門員等のコーディネーターの設置を推進する必要があるため、県では、必要な専門性を有するコーディネーターを養成し、市町の取組みを支援します。

設置見込量は、市町において支援ニーズ等を踏まえて設定しています。

〔医療的ケア児支援コーディネーター〕(単位：人)

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	49	26	27	34
宇摩圏	6	1	1	1
新居浜・西条圏	10	5	5	6
今治圏	4	2	2	2
松山圏	19	10	11	13
八幡浜・大洲圏	6	5	5	8
宇和島圏	4	3	3	4

### (3) 発達障がい者等に対する支援

#### 【事業実施に関する考え方】

発達障がい者等が身近な地域で必要な支援を受け、安心して暮らせるよう、「愛媛県発達障がい者支援指針」に基づき、医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、地域の課題を共有するとともに、ライフステージを通じて切れ目なく、家族を含め、地域の身近な場所で受けられる総合的かつ重層的な支援体制を整備することとしています。

支援の見込量は、県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）の活動実績、市町や関係機関との役割分担と連携等を踏まえて設定します。

項目		3年度	4年度	5年度
発達障がい者支援協議会の開催回数	回	2	2	2
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	件	3,600	3,600	3,600
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	件	450	470	490
地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	件	80	80	80
発達障がい者支援センター及び地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	50	50	50
ペアレントメンターの人数	人	54	54	54

### 3 障害福祉サービス等の必要量確保の方策

障害福祉サービスや障害児通所支援等の必要見込量を確保するため、次のような取り組みを行います。

#### (1) 事業者の新規参入の促進

市町や関係機関等と連携し、障害福祉サービス等の利用状況や、今後の利用見込み等サービスに関する情報を広く提供するとともに、新規事業者が参入しやすい方策を検討する等、障がい者（児）の立場に立ち、熱意を持って支援にあたる事業者の新規参入を促進します。

#### (2) 共生型サービス提供事業所の拡大

介護保険サービスに移行する65歳以上の高齢障がい者が、継続して同一の事業所から支援を受けられるようにするとともに、福祉人材の有効活用を図るため、障害福祉サービスと介護保険サービスを提供する共生型サービス事業所の設置を推進

します。

### **(3) 制度の周知及び関係機関の連携による利用促進**

障がい者やその家族、関係機関等への制度の周知に努め、障害福祉サービス等の利用促進を図ります。

特に、障がい児支援については、県立子ども療育センター、県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）等の支援拠点や、子育て支援担当部局及び特別支援学校等と連携し、サービスの利用促進を図ります。

### **(4) 災害・感染症対策に係る体制整備**

障害福祉サービス事業所等における防災計画の作成や避難訓練の実施、生活物資の備蓄等を促し、災害発生時に適切に対応できる体制の整備を図ります。

障害福祉施設等の職員に対し、感染症に対する研修を実施するとともに、発生時にサービス提供を継続するため、事業所間の連携を含む応援体制の構築や人材確保を講じることに加え、必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に努めます。

## **4 障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上のために講じる措置**

### **(1) 障がい福祉人材の確保、研修機会の充実・強化等**

県福祉人材センター等の充実、強化等により有資格者の掘り起こし等、人材の確保に努めるとともに、障害福祉サービス従事者等の処遇改善や事業所の経営の安定に資するため、障害福祉サービス等報酬の加算取得を支援します。

相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の相談支援や障害福祉サービス等に従事する者に対する研修を実施し、人材の育成及びその資質の向上を図ります。

また、強度行動障がいや精神障がい、高次脳機能障害等の障がいの特性に応じた研修を実施し、従事する職員の資質の向上を図ります。

このほか、難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供については、市町や事業者において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。

### **(2) 障害福祉サービス等の質の向上**

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する事業者に対し、指定基準等を遵守した事業運営について指導や監査を実施します。

また、障害福祉サービス事業者等に対する第三者評価の実施や障害福祉サービス等情報公表制度により、事業者が提供するサービスや従事者の資質の向上を図ります。

指定相談支援事業者による相談支援が適切かつ公平に行われるよう、県障がい者自立支援協議会等において、相談支援の状況についての検討や評価を行います。

### **(3) 障がい者（児）の権利擁護の推進、虐待の防止**

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「児童虐待の防止等に関する法律」、「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例（家庭における絆見守り条例）」に基づき、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障がい者虐待防止・権利擁護セミナー等研修会を開催することにより、一般の方への周知や関係職員のスキルアップに取り組みます。なお、令和3年4月から、事業所の指定基準改正により、虐待防止に関する取組みが強化されます。

また、県障がい者権利擁護関係機関連携会議や県障がい者虐待防止地域ネットワーク会議の開催等を通じて、県、市町、労働局、県警等関係機関の連携を強化し、虐待通報への適切な対応を図ります。

このほか、知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、市町及び相談支援事業所等関係機関と連携し、普及啓発及び利用促進に努めます。

### **(4) 障がい者（児）に対する差別の解消**

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「愛媛県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例（愛媛県障がい者差別解消条例）」に基づき、障がいを理由とする不当な差別的な取扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実に取組みを進めます。

障がいのある人に対する差別に関する相談窓口や差別の申立てに対する助言又はあっせんを行う障がい者差別解消調整委員会、関係機関の連携を強化する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、差別解消に関する体制の整備を推進します。